

1 処分を受けた税理士

氏 名： 森田 國弘

登録番号： 第124893号

2 処分の内容

令和2年9月7日から1年4月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 非税理士に対する名義貸し

被処分者は、税理士法人でないA社及び税理士でないBが、同社及び同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する等「名義貸し」行為を行った。